

八王子市工事等成績評定苦情審査委員会運営要領

(趣旨)

第1条 八王子市工事等成績評定苦情審査委員会設置要綱第9条の規定に基づき、八王子市工事等成績評定苦情審査委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(苦情申立ての方法)

第2条 苦情を申し立てようとする受注者又は受託者は、工事等成績評定通知書を受け取った日から起算して、14日以内(休日を含む。)に苦情申立書(第1号様式)を提出しなければならない。

- 2 前項の苦情申立書には、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を添付するものとする。

(委員会の開催)

第3条 検査課長は、前条の規定により苦情が申し立てられたときは、遅滞なく八王子市工事等成績評定苦情審査委員会(議案書)(第2号様式)を作成し、工事等成績評定表等の関係資料を添えて委員会の審査に付さなければならない。

(苦情申立者への回答)

第4条 検査課長は、委員会の審査結果を踏まえ、申し立てられた苦情に対する回答について決定し、速やかに回答書(第3号様式)を申立者へ送付する。

- 2 前項の規定により評定の修正が必要であると決定されたときは、当該評定を行った監督員及び検査員は、自らが行った評定の見直しをするものとする。

附則

この要領は、平成19年9月1日から適用する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成25年8月26日から適用する。